別表第十四（第四条第一項関係）〔６月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年７月から平成23年10月までの月
前　納　額	44,690円

別表第十五（第四条第二項関係）〔平成23年６月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　23　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 29,930	円 22,460	円 15,000	円 7,510

別表第十六（第四条第二項関係）〔平成24年３月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　23　年						平　成　24　年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 66,710	円 59,400	円 52,060	円 44,690	円 37,310	円 29,890	円 22,460	円 15,000	円 7,510

別表第十七（第四条第三項関係）〔平成23年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平　成　23　年			
			３月	４月	５月	６月
平成23年	４月	昭和26年４月２日から昭和26年５月１日までに生まれた者	円 7,550	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	15,040	7,510	—	—
	６月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	22,500	15,000	7,510	—
	７月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	29,930	22,460	15,000	7,510

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成24年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前　納　す　る　月 平　成　23　年						平成24年	
			７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成	８月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	円 7,510	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	９月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	15,000	7,510	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	22,460	15,000	7,510	—	—	—	—	—
	11月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	29,890	22,460	15,000	7,510	—	—	—	—
	12月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510	—	—	—
平成24年	１月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	44,690	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510	—	—
	２月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	52,060	44,690	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510	—
	３月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	59,400	52,060	44,690	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510

別表第十九（第五条第一項関係）〔６月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年７月から平成23年10月までの月
前　納　額	22,380円

別表第二十（第五条第二項関係）〔平成23年６月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　23　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 14,990	円 11,240	円 7,510	円 3,760

別表第二十一（第五条第二項関係）〔平成24年３月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　23　年						平　成　24　年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 33,400	円 29,740	円 26,060	円 22,380	円 18,680	円 14,970	円 11,240	円 7,510	円 3,760

別表第二十二（第五条第三項関係）〔平成23年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平　成　23　年			
			３月	４月	５月	６月
平成23年	４月	昭和26年４月２日から昭和26年５月１日までに生まれた者	円 3,780	円 —	円 —	円 —